

律法からの解放

【聖書箇所】 7章 1～6節

はじめに

1995.1.22 に語ったメッセージの前半の内容が的確な内容ではなかったために、「はじめに」と「1.律法に対する三つの態度」に変更しています。後半の「2. 律法からの解放の道」も少々変更しています。

●前回は、「罪の奴隷」であった者が、いかにして「義の奴隷」となり得えるのか。奴隷が自由に主人を選ぶことはできませんが、主人がすり替わることによって、「罪の奴隷」が「義の奴隷」となり得るということを学びました。それは神の恵みそのものです。しかしここで重要なことは、主人が替わったわったとしても、「奴隷」であるという立場は変わらないということです。今回のローマ人への手紙 7章では、「律法からの解放」ということが取り上げられています。「律法からの解放」とは何なのでしょう。いかにして律法から解放されることができるのでしょうか。パウロは 6章 14節で語った「**あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にある。**」ということ、今度は結婚という実例(比喻)を用いて教えようとしています。

1. 律法に対する三つの態度

●本筋に入る前に、あらかじめ取り上げておきたいことは、律法に対するいくつかの態度があったことを知っておく必要があります。というのは、当時の人々の律法に対する理解が少なくとも三つあったということです。つまり、律法に対して取り得る三つの態度です。

(1) 律法主義的態度

●一つは律法主義者たちに代表される態度で、律法に束縛され、神との関係も律法に服従するかどうか左右されると理解している人々の律法理解です。そのような人々のことをパウロは「律法の下にある」と表現しています。

(2) 反律法主義的態度

●律法に対する第二の態度は、それとは真逆の、反律法主義的な人々で、律法を全面的に拒否し、非難さえる態度です。「自由派」と呼ばれることもあります。

(3) 正しい態度

●律法に対する第三の態度は、律法を神のみおしえとして正しく理解して、バランスを取っている人々です。つまり、律法の弱点(律法それ自体は人に律法に従う力を与えないという弱点)を知りつつも、神の律法を神のみこころの表現として理解し、それに喜びを見出し、やがて神がそのことができるようにしてくださるといふ将来の希望を持ちつつ、今は内住の聖霊によってそれに従おうとします。つまり、「罪の奴隷」

が「義の奴隷」となり得たとしても、立場は「奴隷」のままであったように、「律法からの解放」を与えられて自由にされたとしても、その自由は放縦としての自由ではなく、新たな意味において神に仕える者(しもべ)としての自由であるということを理解している人々です。

●以上のように、律法に対する三者の態度があるとすれば、どの箇所がどの態度を持っている人々に対して語っているのか、律法主義的な人々を想定して語っているのか、反律法主義的な人々を想定して語っているのか、あるいは、正しいバランスを持っている人々を想定して語っているのか、あるいは三者の存在を含めて語っているのかを判断して読む必要があります。それはコンテキストによって理解しなければなりません。今回取り上げるローマ書7章1～6節にある「律法」は、「律法の下にある」人々、すなわち「律法主義」と言われる人々を想定して語っています。いつもすべてが明確に区切られているわけではありません。7節以降では「反律法主義」の人々を想定して語っていますが、そこには「正しい態度」を保っている人々も想定されています。

2. 律法からの解放の道

【新改訳改訂第3版】ローマ人への手紙7章1～6節

- 1 それとも、兄弟たち。あなたがたは、律法が人に対して権限を持つのは、その人の生きている期間だけだ、ということを知らないのですか——私は律法を知っている人々に言っているのです。——
- 2 夫のある女は、夫が生きている間は、律法によって夫に結ばれています。しかし、夫が死ねば、夫に関する律法から解放されます。
- 3 ですから、夫が生きている間に他の男に行けば、姦淫の女と呼ばれるのですが、夫が死ねば、律法から解放されており、たとえ他の男に行っても、姦淫の女ではありません。
- 4 私の兄弟たちよ。それと同じように、あなたがたも、キリストのからだによって、律法に対しては死んでいるのです。それは、あなたがたが他の人、すなわち死者の中からよみがえった方と結ばれて、神のために実を結ぶようになるためです。
- 5 私たちが肉にあったときは、律法による数々の罪の欲情が私たちのからだの中に働いていて、死のために実を結びました。
- 6 しかし、今は、私たちは自分を捕らえていた律法に対して死んだので、それから解放され、その結果、古い文字にはよらず、新しい御霊によって仕えているのです。

●1～6節は、**原則**(1節)と**実例**(2～3節)を、それに続いて**適用**(4～6節)がなされています。

1節で語られている原則は、「律法が人に対して権限を持つのは、その人の生きている期間だけだ」ということです。「権限を持つ」とは「縛る」(「クリユオー」*kurieúō*)という意味で、「支配する」ことを意味します。つまり、律法がその支配下にある人々の上に持つ支配権のことです。これは律法について少しでも知っている者であるなら、だれでも容易に認めることであり、律法はその人の生きている間だけ人を束縛するという原則です。

●その実例としてパウロは結婚を持ち出しています。結婚とは二人の人の間で、死が彼らを分かちまで結ばれる契約です。したがって、どちらかが死ねば、その契約の効力は解かれるのです。つまり、結婚の契約は、一方が死ねば、他方は再婚することが自由となります。それが2～3節で語られている内容です。

2 夫のある女は、夫が活着ている間は、律法によって夫に結ばれています。しかし、夫が死ねば、夫に関する律法から解放されます。

3 ですから、夫が活着ている間に他の男に行けば、姦淫の女と呼ばれるのですが、夫が死ねば、律法から解放されており、たとい他の男に行っても、姦淫の女ではありません。

●6章においては、罪からの解放の道は、主人と奴隷の関係において示されましたが、7章においては、律法からの解放の道を、二人の夫(第一の夫は律法、第二の夫はキリスト)と妻との関係において示されています。女はこの二人のうちの一の妻にしかたれません。この妻は不幸にして、望んではいなかった人の妻となって悩んでいます。この夫婦は全く性に合いません。なぜなら、第一の夫はとても厳格で、小さな点まで正確さを要求しますが、妻の方と言えは、安逸さをむさぼる性格です。曖昧で、細かいことが嫌いです。夫はすべての点で合法で間違ったところはありません。問題はその要求どおりに妻がやっいていけないところにあります。二人の性格は全く合いません。妻は心優しいひとりの男性と知り合います。その男性と結婚すれば、万事うまく行くように思い、彼との結婚を願うようになりますが、現在の夫は離婚を承知してくれそうにもありません。彼が死ぬことでもなければ、正当に他の人と結婚することは許されないのです。

●律法は多くのことを要求しますが、その要求を達成するためには何ら助けも与えてくれないのです。一方、主イエス・キリストは律法と同じくらいのもを要求するのですが、いやそれ以上の要求をするのですが、その要求を果たせる力を同時に与えてくれるのです。律法は要求しますが、それを行なう力のないままに放っておき、できないと責め立てるのです。キリストも要求しますが、その要求を私たちのうちに働きかけて、その要求を果たす力を与えてくださるのです。

●もし、私たちがどちらかの夫を選べと言われたとしたら、キリストと結婚したいと思うのは当然ではないでしょうか。しかし夫が死なない限りそれは無理です。不可能です。夫が死ねば、合法的に第二の夫と結婚できるのですが、最初の夫はすこぶる元気で、なかなか死にそうにもありません。ですから、再婚できる望みはほとんどなさそうです。ところが、ただ一つの道があります。それは夫が死ぬまで待つのではなく、自分の方が死ねば、結婚関係は解消します。これこそ、律法から解放させる神の方法なのです。死ぬことによって、律法という夫から解放されるという道です。

●そこで次に大切な問題が起こります。それは「私がどのように死ぬか」ということです。ここに神の恵みがあります。つまり、適用が4～6節に記されています。

4 私の兄弟たちよ。それと同じように、あなたがたも、キリストのからだによって、律法に対しては死んでいるのです。それは、あなたがたが他の人(単数)、すなわち死者の中からよみがえった方と結ばれて、神のために実を結ぶよ

うになるためです。

●特に、4節「あなたがたも、キリストのからだによって、律法に対しては死んでいるのです。」の「キリストのからだによって」という部分が重要です。主が十字架につけられたとき、私も主とともに十字架につけられているのです。これは霊的現実です。私たちは「キリストにあって」「キリストとともに」死んでいるのです。死んでいるのですから、律法という夫がいくら要求を出したところで、何の影響もありません。主が死なれた時、あなたも私も死んだのです。それは4節の後半の「あなたがたが他の人、すなわち死者の中からよみがえった方と結ばれて、神のために実を結ぶようになるため」なのです。

●かくして、「キリストのからだをとおして」、私たちは「律法に対して死んだ」者なのです。キリストによって、以前の夫との古い結婚関係が解消されたのです。以前は要求を出すけれども少しも助けられない夫でしたが、今や新しい夫は要求を出すだけでなく、その新しい夫みずからがそれを達成できる力とされるのです。この新しいつながりの結果は、「神のために、実を結ぶようになるため」なのです。律法(神の聖なるみおしえとしてのトーラー)が無効になったのではなく、完全に成就するよう新しい夫はあらゆる助けとなってくださるのです。

●女性が結婚すると、自分の姓ではなく、夫の姓を名乗るようになります。そればかりか、夫の所有物をも所有するようになります。それと同様に、私たちがキリストという夫に結ばれるとき、キリストのすべてのものが妻のものとなります。パウロは言いました。

私の神は、キリスト・イエスにあるご自身の栄光の富をもって、あなたがたの必要をすべて満たして下さいます。(ピリピ 4:19)。

1995.1.22